

令和7年度

「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に対応しています。



ご加入後は解約のお申し出がない限り、**中学校を卒業されるまで「自動継続」**されます。

学校内外問わずお子さまの24時間365日を補償します。

ふくしまっ子 こども総合補償制度

小・中学生総合補償制度

学校等から貸与される
タブレットや
ノートパソコンも
補償の対象となります。

安心生活総合補償特約
付帯普通傷害保険

A・B・C・D・Eプラン

NEW 新たにEプランが追加されました!

医療保険(1年契約用)

Aプラン

自転車事故も補償!

日常生活個人賠償
責任補償
示談交渉サービス

をご利用いただけます。

福島県PTA連合会に加盟している小・中学校の在校生を対象に、**ご希望される保護者様が任意にご加入**いただけます。

一次募集	WEB申込	加入依頼書申込
申込締切日	3月31日	3月14日(消印有効)
補償期間	令和7年4月1日～令和8年4月1日	
加入者証送付時期	5月下旬	
保険料口座振替日	5月27日	
二次募集以降 ^{*1}	WEB申込	加入依頼書申込
申込締切日	毎月月末	毎月15日(消印有効) ^{*2}
補償期間	お申込日の翌月1日～令和8年4月1日	
加入者証送付時期	お申込日の翌々月下旬	
保険料口座振替日	お申込日の翌々月27日 ^{*3}	

^{*1} 一次募集申込締切日以降の加入申込を指します。

^{*2} 15日が土・日・祝日の場合は前営業日が締切となります。

^{*3} 27日が土・日・祝日の場合は翌営業日が保険料振替日となります。

最終の募集締切月は10月となります。

加入依頼書でお申込をご希望の方は取扱代理店までご連絡ください。

3ステップで簡単お申込み!
この資料がお手元に届いた日から
WEBでのお申込が可能です。

24時間いつでもお手続き可能
ですので、是非ご利用ください!
右記の二次元バーコードより
アクセスください。



<https://www.e-smart.kyoeikasai.net/apply/pta-fukushima/>

団体契約者：福島県PTA連合会 引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社

この制度は福島県PTA連合会を保険契約者とし、連合会所属の小・中学校の児童・生徒を被保険者とする団体制度です。

お申込みにあたっては、
「補償の概要および
重要事項説明書」を
必ずご確認ください。



https://www.kyoeikasai.co.jp/pta_yakkan/jyusetu_fukushima.pdf
詳細は裏表紙をご参照ください。

お子さまの24時間を

補償内容一覧

個別加入に比べて保険料が**32%割安**です。

保険料に制度運営費200円を加算した金額が口座から引き落とされます。

		Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
年間掛金(年1回払) 保険料	4月補償開始(1年間)	14,800円	9,800円	7,300円	4,800円
	5月補償開始(11カ月)	13,570円	8,970円	6,700円	4,400円
	6月補償開始(10カ月)	12,350円	8,180円	6,080円	4,000円
	7月補償開始(9カ月)	11,090円	7,350円	5,490円	3,600円
	8月補償開始(8カ月)	9,870円	6,540円	4,860円	3,200円
	9月補償開始(7カ月)	8,630円	5,710円	4,260円	2,800円
	10月補償開始(6カ月)	7,440円	4,930円	3,660円	2,420円
	11月補償開始(5カ月)	6,170円	4,090円	3,050円	2,000円
制度運営費		200円			
傷害補償 特約による追加補償	入院保険金日額	3,000円	2,500円	2,000円	1,400円
	通院保険金日額	1,700円	1,300円	1,100円	800円
	手術保険金	入院中 3万円 入院外 1.5万円	入院中 2.5万円 入院外 1.25万円	入院中 2万円 入院外 1万円	入院中 1.4万円 入院外 0.7万円
	後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて 約11.1~278万円	後遺障害の程度に応じて 約7.8~194万円	後遺障害の程度に応じて 約4.7~117万円	後遺障害の程度に応じて 約3.0~76万円
	死亡保険金	278万円	194万円	117万円	76万円
	熱中症	○	○	○	○
	食中毒	○	○	○	○
	特定感染症	○	○	○	○
	天災(地震・噴火・津波)	○	○	○	○
	日常生活個人賠償責任補償 受託品・記録情報等補償拡大	3億円	2億円	1億円	1億円
被害事故補償	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	
救援者費用	300万円	200万円	100万円	—	
育英費用補償	100万円	50万円	25万円	—	
携行品損害補償	10万円 (自己負担額3,000円)	10万円 (自己負担額3,000円)	—	—	
医療補償	疾病入院保険金日額	3,000円	—	—	—
	疾病手術・放射線治療保険金	手術の種類により 1.5/3/6/12万円	—	—	—



安心補償でつつみまます

(注) 事故状況により保険金が支払われないこともありますので、事故に遭われた場合には必ず引受保険会社までお問い合わせください。

たとえば

こんな場合に補償の対象となります

傷害補償

休日、交差点で車に巻き込まれ足を負傷してしまい、手術したあと、入院・通院した。



熱中症

クラブ活動中に熱中症になり入院した。



特定感染症

0-157を発症して入院した。



日常生活個人賠償責任補償

示談交渉サービスをご利用いただけます。

学校等から貸与されるタブレットやノートパソコンを壊してしまった。



自転車事故で相手の方に後遺障害が残ってしまった。



サッカーボールを蹴って近所の窓ガラスを割ってしまった。



被害事故補償

ひき逃げ事故にあって重傷を負った。



救済者費用等補償

登山中に遭難し、捜索してもらった。



育英費用補償

扶養者である父親が事故で重度の後遺障害が残ってしまった。



携行品損害補償

外出先でカメラを落として壊してしまった。



医療補償

虫垂炎になり、入院して手術した。



(注) プランによって補償項目が異なりますので、左記の補償内容一覧をご確認ください。

(注1) ○印で補償する場合の保険金額は傷害補償の保険金額と同額です。

※特定感染症の補償では死亡保険金、手術保険金はお支払いの対象になりません。

(注2) 左記の各プランは、前年度契約の被保険者数により団体割引20%を適用したものです。今年度の被保険者数が1,000名に達しなかった場合には翌年度の割引率が変更となり、保険金額が変更となります。

(注3) 本制度では、損害率による割増引15%割引が適用されています。(安心生活総合補償特約付帯普通傷害保険・医療保険(1年契約用))この割増引は保険金のお支払い状況により毎年見直されます。

傷害補償

ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが、学校内外を問わず急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合、入院保険金・通院保険金をはじめ手術保険金・後遺障害保険金・死亡保険金が支払われます。(国内外を問わず24時間補償されます。)



追加補償 熱中症・食中毒・特定感染症・天災補償

熱中症

お子さまが熱中症(日射病・熱射病)になった場合に、入院保険金、通院保険金、手術保険金、後遺障害保険金および死亡保険金が支払われます。

食中毒

お子さまが学校の管理下中に、食中毒になった場合に、入院保険金、通院保険金、手術保険金、後遺障害保険金および死亡保険金が支払われます。特定感染症に該当しないサルモネラ菌や腸炎ビブリオ菌等による食中毒も補償します。

特定感染症

特定感染症による後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金が支払われます。(死亡保険金、手術保険金はお支払いの対象となりません。)

天災補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガに対して入院保険金、通院保険金、手術保険金、後遺障害保険金および死亡保険金が支払われます。



(注) 特定感染症とは…「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の分類から三類感染症に定められた疾病。O-157をはじめ、ペスト、腸チフス、コレラなどが対象となります。
(令和6年10月現在)

友達にケガをさせた・友達の物を壊した

日常生活個人賠償責任補償

お子さまと同居のご家族全員*も対象です。

- 示談交渉サービス付
- 「日常生活個人賠償責任補償特約の受託品・記録情報等補償拡大特約」付帯

国内外問わず、お子さまや同居するご家族の方が日常生活に起因する偶然な事故により他人に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金や慰謝料、訴訟費用等が支払われます。(ただし、自動車やバイク等による事故は対象外です。)

- (注1) **お子さまご本人**が受託した財物(受託品)の損壊、紛失、盗取による損害賠償責任等も補償の対象となります。ただし、受託品に含まれない物があります。裏表紙でご案内の「補償の概要および重要事項説明書」にてご確認ください。
- (注2) スポーツ中(クラブ活動やスポーツ大会中)の事故で、お子さまに法律を逸脱した行為がない場合などは、法律上の損害賠償責任が発生しません。(法律上の損害賠償責任が発生しない場合には、保険金支払の対象になりません。)

※お子さまご本人の同居のご家族(ご本人から見て6親等内の血族)をいいます。

学校等から貸与されるタブレットやノートパソコンも補償の対象となります。



示談交渉サービス

日常生活個人賠償責任補償特約(示談交渉サービス付)の対象となる日本国内において生じた賠償事故について被保険者のお申し出があり、かつ被害者の同意が得られれば、共栄火災は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。この場合、共栄火災の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を共栄火災へ直接請求することもできます。

ご注意ください

次の場合には、共栄火災は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が共栄火災との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が共栄火災への協力を拒んだ場合
- 賠償責任事故について被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

犯罪被害にあった

被害事故補償

ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが被害事故(ひき逃げ・通り魔・ストーカー)により、死亡、後遺障害またはケガをされた場合に、治療費、逸失利益、精神的損害などの金額を所定の方法により算出し、保険金としてお支払いします。ただし、加害者などから得た賠償金や各種法令に基づく給付金などがある場合は、その額を差し引いてお支払いします。



登山中に遭難した

救援者費用等補償

ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが遭難した場合などでお子さまのご親族が負担した捜索・救助費用等に対して保険金をお支払いします。



扶養者の方が不慮の事故にあった

育英費用補償

ご加入のお子さまの扶養者の方が対象です。

お子さまの扶養者の方が急激かつ偶然な外来の事故により、死亡または重度の後遺障害が生じた場合に、お子さまの学業生活に必要な学費などを育英費用として育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。



外出先で自分の持ち物が偶然な事故で壊れてしまった

携行品損害補償

ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが家族旅行や学校の遠足で偶然な事故によりご自身のカメラを壊したり、カバンを破損したなどの場合にその修理費もしくは時価額を保険金額を限度としてお支払いします。

- (注1) 自己負担額は1回の事故につき3,000円です。
- (注2) 保険期間を通じて、携行品損害保険金額が限度となります。
- (注3) 保険の対象とならない物があります。裏表紙でご案内の「補償の概要および重要事項説明書」にてご確認ください。
- (注4) 置き忘れ、紛失は保険金支払の対象になりません。



病気で入院した ※1日目から補償

医療補償

ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが入院を伴うような病気になってしまっても、日帰り入院*から最長60日まで補償します。また、手術をした場合には手術の内容などに応じて疾病手術・放射線治療保険金をお支払いします。

*日帰り入院とは、例えば夜中の3時に病院に運び込まれ、その日の夕方に退院した場合などが該当します。

◆ご加入の際には、親権者・保護者の方がお子さまの健康状態等に関するご質問にお答えいただく必要があります。お子さまの過去の傷病歴や現在の健康状態などによりご加入をお断りすることがあります。



※プランによって補償項目が異なりますので、P.1~2の補償内容一覧をご確認ください。

通話料・相談料無料

まごころ健康ダイヤルサービス

全てのプランで、ご家族全員がご利用できます。

1 健康・介護相談

24時間365日

お子さまの急な発熱や、ケガの応急処置をはじめ、さまざまなご相談に専門スタッフがお応えします。

2 年金相談

毎週火・水・木曜日

10:00 ~ 17:00 (祝日・年末年始を除く)

公的年金に関し、社会保険労務士が電話相談をお受けいたします。

3 税務相談

毎週水曜日

10:00 ~ 17:00 (祝日・年末年始を除く)

税金に関し、税理士が電話相談をお受けいたします。

4 法律相談

毎週水曜日

10:00 ~ 17:00 (祝日・年末年始を除く)

法律に関し、弁護士が電話相談をお受けいたします。

(注1) ②~④の年金・税務・法律相談は、当日10時より先着順で予約受付を行います。ご予約で一杯になり、お断りすることもありますので、早めのお電話をお願いします。

(注2) 本サービスの電話番号は引受保険会社から発行される加入者証にてご確認ください。新たにご加入いただいた方のご利用開始は加入者証の到着後となります。

健康状態告知確認書

～正しく告知いただくためにご確認いただきたい事項～

1. 告知の重要性について

- 損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に補償しあう制度です。ご加入者間の保険料負担の公平性を保つため、ご加入者および保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）にはご加入に際し、健康状態等について告知をしていただく義務（告知義務）があります。

2. 健康状態告知欄にはありのままを告知（ご記入）ください

- ご加入にあたっては、「健康状態等に関するご質問」（過去の傷病歴、現在の健康状態等）について、事実をありのままに正確に告知してください。

- 書面にてご回答いただいたことが告知となります。保険契約者または共栄火災社員にお話しされただけでは告知いただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人（満15歳未満のときは親権者）が、健康状態告知欄にご回答ください。なお、親権者がいない場合には、後見人（未成年後見人）の方が健康状態告知欄にご回答ください。

3. 正しく告知いただかなかった場合の取扱い

- 「健康状態等に関するご質問」について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、弊社は「告知義務違反」としてご加入の保険を解除させていただくことがあります。この場合、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

- 告知義務違反によりご加入の保険を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても保険金のお支払いをすることができません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、保険金のお支払いができることがあります。

4. 傷病歴等を告知いただいた場合の取扱い

- 共栄火災では、保険料負担の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じた引受対応を行っており、「健康状態等に関するご質問」のご回答内容等により、Aプランへのご加入をお断りすることがございます。

5. 告知いただいた内容の弊社による確認について

- 共栄火災社員または共栄火災が委託した担当者が、ご加入後または保険金のご請求の際、ご加入内容、告知内容およびご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対して、病状等について確認させていただくことがあります。

6. 保険責任の開始期前の発病等の取扱い

- ご加入いただいた保険の補償が開始される時期を保険責任の開始期といいます。正しく告知をいただいた場合でも、保険責任の開始期前に発病した病気については、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約の場合、入院を開始した日または手術もしくは放射線治療を受けた日が最初の保険契約の保険責任の開始期からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金をお支払いします。

7. 「現在ご加入の保険の解約を前提とした新たな保険のご加入」をご検討の場合のご注意

- 現在ご加入の保険を解約し、新たにご加入される場合につきましても、通常の新規のご加入と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入の引受ができなかったり、その告知をされなかったために前記のとおり解除となることもあります。

- 新たにご加入される保険責任の開始期前に発病した病気については、新たにご加入の保険では保険金をお支払いできません。また、現在ご加入の保険の解約日以降は、解約日以前に発病した病気であっても、現在ご加入の保険では保険金をお支払いできません。

(※) この書面による説明および「健康状態等に関するご質問」にご不明な点がありましたら、どのようなことでも共栄火災社員にご質問いただき、全てご理解いただいた時点でご加入をお申込みいただきますようお願い申し上げます。

(※) ご加入者様より、被保険者となられるお子様へこの確認書に記載された内容をお伝えください。

(※) この「健康状態告知確認書」は、ご加入のお申し込み後に送付させていただき加入者証と一緒に大切に保管してください。

ご加入内容の確認事項

～お申込みいただく前にご確認いただきたい事項～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、共栄火災までお問い合わせください。

ご確認いただきたい事項

- この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
 - 補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
 - 保険金額（ご契約金額・契約タイプ等）
 - 保険期間（ご契約期間）
 - 保険料・お支払方法（払込方法）
 - 被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲
- 健康状態の告知内容に誤りがないかご確認ください。（Aプランの場合）
- 加入依頼書の記載内容（被保険者の『氏名』・『満年齢』・『性別』・『職業・職種』等）に誤りがないかご確認ください。
- 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。
- 最終的にご選択いただいたご加入内容が当初のご意向に沿った内容になっているか、よくご確認ください。

お申込みいただいた後は...

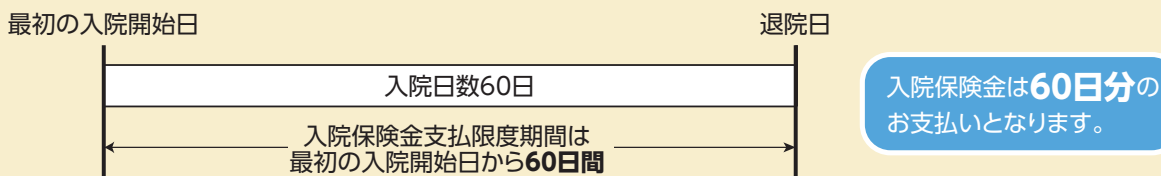
●ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください《代理請求制度について》

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

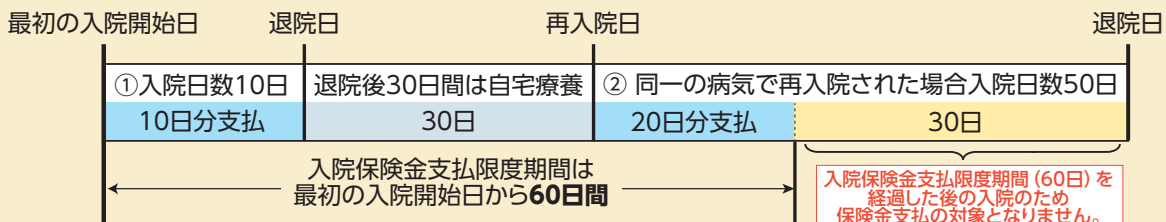
※医療保険（1年契約用）の入院保険金支払限度期間について

お支払い例（入院保険金支払限度期間60日の場合）

例1 継続して60日入院し退院されたとき



例2 継続して10日入院し退院、退院後30日間は自宅療養、その後最初の入院と同一の病気で継続して50日入院されたとき



入院日数の合計は60日ですが、入院保険金支払限度期間が60日のため、入院保険金は最初の疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金支払限度期間を経過するまでの「①最初の入院日数の10日分+②再入院日数の20日分(50日-30日)=合計30日分」のお支払いとなります。

お手続き方法

WEBでお申込の方



スマホで簡単!!いつでもお手続き可能です。
スマートフォンやタブレットで、簡単にお申しいただけます。
左記の二次元バーコードからアクセスしてください。
<https://www.e-smart.kyoeikasai.net/apply/pta-fukushima/>

1 メールアドレスの登録※1をしてください。

お申込み手続きのURLが届きます。※2

- ※1 お申込者ご本人様のメールアドレスをご指定ください。
- ※2 @inspire-core.comからのメールが受信できるよう許可設定してください。



2 お申込内容を入力してください。

ご登録のメールアドレスに届いたURLにアクセスして、「重要事項説明書」、「ご加入内容の確認事項」、「健康状態告知確認書」(Aプランにご加入される場合)の内容をご確認の上、お申込み手続きを進めてください。



3 保険料の振替口座を登録してください。

三菱UFJニコス株式会社の画面に遷移します。



加入依頼書でお申込の方

同封の加入依頼書・返信封筒にてお申しいただけます。
加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、返信封筒にてご郵送ください。

1 ご希望のプランをお選びください。

2 「補償の概要および重要事項説明書」を下記のいずれかの方法で必ずご確認ください。

- 右記の二次元バーコードからアクセス
(https://www.kyoeikasai.co.jp/pta_yakkan/jyusetsu_fukushima.pdf)
- 書面による提供をご希望の場合には、下記の〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。
 - ▶ 加入申込みを行う際には、必ず重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)をご確認し、同意のうえお申し込みください。
 - ▶ 補償の概要等には、保険金をお支払いする場合(お支払いする保険金)・保険金をお支払いできない主な場合の一覧が記載されております。
 - ▶ 「補償の概要および重要事項説明書」は、印刷・保管されることをおすすめします。



共通

ご指定の口座から保険料が引き落とされます。

本制度の保険料はご指定いただいた口座から引き落としされます。
(口座引き落とし以外のお取扱いはできません。)

引落口座について

- 口座引き落としの際、預金通帳には「PTAホケン」と印字されますので予めご了承ください。(金融機関のシステム上の理由により「三菱UFJニコス」等と印字される場合があります。)
- 口座引き落とし日に、引き落とされなかった場合は、翌月の27日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に、口座に再請求されます。なお、2度の口座請求にて、引き落としができなかった場合には、お申込みは無効となります。

加入者証が送付されます。

加入者証は4月1日加入の場合、5月下旬頃送付いたします。
ただし、上記②の場合で2度の口座請求にて引き落としができなかった場合には、送付した加入者証は無効となります。

(注)申込締切日(消印有効)、補償期間、加入者証送付時期、保険料口座振替日については表紙の「お申込締切日と補償期間」にてご確認ください。

ご注意

- お支払いいただいた保険料のうち、医療補償の所定の保険料については所得税法・地方税法上の「生命保険料控除(介護医療保険料控除)」の対象になります。(令和6年10月現在)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。加入者証に控除証明書が添付されます。
- この制度は解約のお申出がない限り、中学校卒業まで自動的に継続されます。
- 私立中学校進学や県外への転出など、福島県PTA連合会に加盟していない小・中学校に転校または進学された場合は解約となりますので、取扱代理店までご連絡ください。
- このパンフレットは保険の概要を説明したものです。ご不明な点については引受保険会社にお問い合わせください。ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

お問い合わせ先

取扱代理店

ジェイアイシーセントラル株式会社 福島スクールセンター
TEL: 0120-049-300
〒960-8031 福島市栄町7-25 斎藤胃腸科ビル4階
<本社>
〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄5-28-19
アルティメイトタワー栄Vビル9F

引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社 東北支店 福島支社
TEL: 024-554-3006
〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1-1 (JA福島ビル)